

介護保険サービスをご利用の皆さんへ

介護保険の利用料を軽減する認定証の有効期限は、6月30日までです。

認定証をお持ちの方には、5月下旬に更新のご案内と申請書類を送付しましたので、忘れずに更新の手続きをしてください。

また、認定の可否は、本人と世帯の所得の状況によって決定しますので、必要に応じて課税証明書などを用意していただくことがあります。

認定の種類および対象者の要件

別表1 利用者負担段階と対象者

負担段階	対象者要件
第1段階	生活保護受給者または区民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	区民税世帯非課税かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	区民税世帯非課税かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え区民税非課税の方

別表2 施設別、負担段階別の利用者負担限度額

【特別養護老人ホーム、短期入所生活介護】				
	利用者負担限度額 (円/日)	利用者負担限度額 (円/日)		
		第1段階	第2段階	第3段階
居住費	ユニット型個室	820	820	1,310
	ユニット型準個室	490	490	1,310
	従来型個室	320	420	820
	多床室	0	320	320
食費	300	390	650	

【介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護】				
	利用者負担限度額 (円/日)	利用者負担限度額 (円/日)		
		第1段階	第2段階	第3段階
居住費	ユニット型個室	820	820	1,310
	ユニット型準個室	490	490	1,310
	従来型個室	490	490	1,310
	多床室	0	320	320
食費	300	390	650	

利用者負担限度額の認定

施設サービスやショートステイなどを利用すると、介護費用のほかに食費と居住費(滞在費)を負担する必要があります。この認定を受けると、所得の段階に応じた食費と居住費(滞在費)の限度額までを自己負担として支払い、残りの差額分を介護保険から施設に給付します。

別表3 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護の利用料減額の対象者

対象者要件
世帯の主たる生計中心者の平成24年分の所得税が非課税かつ本人の所得が446,400円以下

別表4 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護の利用料減額後の利用者負担

サービスの種類	利用者負担
訪問介護	利用料の3%
訪問看護	週1回分の利用料の概ね3% (夜間加算など一部減額の対象とならないものがあります)
訪問入浴介護	週1回分の利用料の3%

認定の種類および対象者の要件

通常は1割負担の利用料が認定を受けることで、訪問介護は3%、訪問看護および訪問入浴介護は週1回分が概ね3%の自己負担で利用できます。

◎訪問看護は、夜間加算など一部減額の対象とならないものがあります。

◎内容については別表3および別表4を参照してください。

現在、認定証をお持ちでない方で、訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護を利用中または利用を予定している方は、別表3の要件を満たす場合は、随時受け付けています。申請していただく。

介護保険サービスの量を補う区の独自サービスの種類および対象者の要件

介護保険サービスを限度額まで利用しても日常生活に支障がある方に対して、区の独自施策として利用できるサービスがあります。申請は随時受け付けています。

ケアプランなどの添付書類が同時に必要ですので、担当ケアマネジャーにご相談の上、申請してください。

生活援助サービス等の利用(更新認定)

一人暮らしや高齢者のみの世帯の方などで、介護保険のサービスを限度額まで利用しても自立した日常生活を営むことが困難な場合、週4回までの生活援助および週4時間までの病院内における付き添

訪問介護、訪問看護および訪問入浴介護の利用料減額の認定

認定を受けることで、訪問介護は3%、訪問看護および訪問入浴介護は週1回分が概ね3%の自己負担で利用できます。

◎訪問看護は、夜間加算など一部減額の対象とならないものがあります。

◎内容については別表3および別表4を参照してください。

現在、認定証をお持ちでない方で、訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護を利用中または利用を予定している方は、別表3の要件を満たす場合は、随時受け付けています。申請していただく。

介護保険サービスの量を補う区の独自サービスの種類および対象者の要件

介護保険サービスを限度額まで利用しても日常生活に支障がある方に対して、区の独自施策として利用できるサービスがあります。申請は随時受け付けています。

ケアプランなどの添付書類が同時に必要ですので、担当ケアマネジャーにご相談の上、申請してください。

生活援助サービス等の利用(更新認定)

一人暮らしや高齢者のみの世帯の方などで、介護保険のサービスを限度額まで利用しても自立した日常生活を営むことが困難な場合、週4回までの生活援助および週4時間までの病院内における付き添

介護保険サービスの量を補う区の独自サービスの種類および対象者の要件

介護保険サービスを限度額まで利用しても日常生活に支障がある方に対して、区の独自施策として利用できるサービスがあります。申請は随時受け付けています。

ケアプランなどの添付書類が同時に必要ですので、担当ケアマネジャーにご相談の上、申請してください。

生活援助サービス等の利用(更新認定)

一人暮らしや高齢者のみの世帯の方などで、介護保険のサービスを限度額まで利用しても自立した日常生活を営むことが困難な場合、週4回までの生活援助および週4時間までの病院内における付き添

現在、認定証をお持ちでない方で、訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護を利用中または利用を予定している方は、別表3の要件を満たす場合は、随時受け付けています。申請していただく。

介護保険サービスの量を補う区の独自サービスの種類および対象者の要件

介護保険サービスを限度額まで利用しても日常生活に支障がある方に対して、区の独自施策として利用できるサービスがあります。申請は随時受け付けています。

ケアプランなどの添付書類が同時に必要ですので、担当ケアマネジャーにご相談の上、申請してください。

生活援助サービス等の利用(更新認定)

一人暮らしや高齢者のみの世帯の方などで、介護保険のサービスを限度額まで利用しても自立した日常生活を営むことが困難な場合、週4回までの生活援助および週4時間までの病院内における付き添

い。別表4を参照してください。

現在、認定証をお持ちでない方で、訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護を利用中または利用を予定している方は、別表3の要件を満たす場合は、随時受け付けています。申請していただく。

介護保険サービスの量を補う区の独自サービスの種類および対象者の要件

介護保険サービスを限度額まで利用しても日常生活に支障がある方に対して、区の独自施策として利用できるサービスがあります。申請は随時受け付けています。

ケアプランなどの添付書類が同時に必要ですので、担当ケアマネジャーにご相談の上、申請してください。

生活援助サービス等の利用(更新認定)

一人暮らしや高齢者のみの世帯の方などで、介護保険のサービスを限度額まで利用しても自立した日常生活を営むことが困難な場合、週4回までの生活援助および週4時間までの病院内における付き添

別表5 あんしん居住制度の概要

1 サービス内容

サービス	内容
A	見守りサービス(安否確認・緊急時対応サービス)
B	葬儀の実施
C	残存家財の片付け

2 契約期間
Aは1年 B、Cは5年(いずれも更新可)

3 利用費用
53,300円~518,000円(サービスの組み合わせによる)

あんしん居住制度とは

見守りなどのサービスを提供することで、高齢者などの急病・孤独死などへの不安を解消し、住み慣れた地域で安心して居住できるように支援する制度です(別表5参照)。

※詳しくはお問合せください。

介護保険課介護給付係
☎(3546)5377

あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「あんしん居住制度」を利用する場合、利用費用の一部を助成します。

対象

- ・60歳以上の高齢者
- ・障害のある方(障害の程度による条件あり)

助成額

預かり金タイプは利用費用の2分の1、月払いタイプは事務手数料

あんしん居住制度とは

見守りなどのサービスを提供することで、高齢者などの急病・孤独死などへの不安を解消し、住み慣れた地域で安心して居住できるように支援する制度です(別表5参照)。

※詳しくはお問合せください。

介護保険課介護給付係
☎(3546)5377

あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「あんしん居住制度」を利用する場合、利用費用の一部を助成します。

対象

- ・60歳以上の高齢者
- ・障害のある方(障害の程度による条件あり)

助成額

預かり金タイプは利用費用の2分の1、月払いタイプは事務手数料

あんしん居住制度とは

見守りなどのサービスを提供することで、高齢者などの急病・孤独死などへの不安を解消し、住み慣れた地域で安心して居住できるように支援する制度です(別表5参照)。

※詳しくはお問合せください。

介護保険課介護給付係
☎(3546)5377

あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「あんしん居住制度」を利用する場合、利用費用の一部を助成します。

対象

- ・60歳以上の高齢者
- ・障害のある方(障害の程度による条件あり)

助成額

預かり金タイプは利用費用の2分の1、月払いタイプは事務手数料

あんしん居住制度とは

見守りなどのサービスを提供することで、高齢者などの急病・孤独死などへの不安を解消し、住み慣れた地域で安心して居住できるように支援する制度です(別表5参照)。

※詳しくはお問合せください。

介護保険課介護給付係
☎(3546)5377

別表6 家賃債務保証制度の概要

対象住宅	保証内容	保証期間	保証料
高齢者世帯の入居を敬遠しない住宅として、高齢者住宅財団と基本約定を締結した賃貸住宅	滞納家賃(共益費および管理費含む) 原状回復費用および訴訟費用 ◎家賃滞納により賃貸住宅を退去する場合に限る。	原則2年(賃貸借契約期間に合わせて変更可能、更新も可能。)	月額家賃の35%

防犯灯整備の助成

私道に新たな防犯灯を設置したり、古くなった防犯灯の建て替えをする場合、区で助成します。

対象

次のいずれかに設ける防犯灯

- ①幅1・2メートル以上で公道間を連絡する私道
- ②幅1・8メートル以上で一方が公道に連絡する延長20メートル以上の私道
- ③区長が特に必要があると認める私道

助成金

①の場合は全額、②・③の場合は90%

工事

区で工事を行い、完成後に申請者へ引き渡します。

申込方法

お問合せの上、所定の申請書を区役所7階水とみどりの課に提出してください。

※問合せ先
水とみどりの課道路緑化施設 ☎(3546)5437

防犯灯整備の助成

私道に新たな防犯灯を設置したり、古くなった防犯灯の建て替えをする場合、区で助成します。

対象

次のいずれかに設ける防犯灯

- ①幅1・2メートル以上で公道間を連絡する私道
- ②幅1・8メートル以上で一方が公道に連絡する延長20メートル以上の私道
- ③区長が特に必要があると認める私道

助成金

①の場合は全額、②・③の場合は90%

工事

区で工事を行い、完成後に申請者へ引き渡します。

申込方法

お問合せの上、所定の申請書を区役所7階水とみどりの課に提出してください。

※問合せ先
水とみどりの課道路緑化施設 ☎(3546)5437

防犯灯整備の助成

私道に新たな防犯灯を設置したり、古くなった防犯灯の建て替えをする場合、区で助成します。

対象

次のいずれかに設ける防犯灯

- ①幅1・2メートル以上で公道間を連絡する私道
- ②幅1・8メートル以上で一方が公道に連絡する延長20メートル以上の私道
- ③区長が特に必要があると認める私道

助成金

①の場合は全額、②・③の場合は90%

工事

区で工事を行い、完成後に申請者へ引き渡します。

申込方法

お問合せの上、所定の申請書を区役所7階水とみどりの課に提出してください。

※問合せ先
水とみどりの課道路緑化施設 ☎(3546)5437

防犯灯整備の助成

私道に新たな防犯灯を設置したり、古くなった防犯灯の建て替えをする場合、区で助成します。

対象

次のいずれかに設ける防犯灯

- ①幅1・2メートル以上で公道間を連絡する私道
- ②幅1・8メートル以上で一方が公道に連絡する延長20メートル以上の私道
- ③区長が特に必要があると認める私道

助成金

①の場合は全額、②・③の場合は90%

工事

区で工事を行い、完成後に申請者へ引き渡します。

申込方法

お問合せの上、所定の申請書を区役所7階水とみどりの課に提出してください。

※問合せ先
水とみどりの課道路緑化施設 ☎(3546)5437